

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第一五号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在東チモール日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在カルカタ日本国総領事館の名称及び位置の地名をそれぞれ在コルカタ日本国総領事館及びコルカタに変更する等の規定の整備を行う。
- 三、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 五、研修員手当の支給額を改定する。
- 六、この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、在東チモール日本国大使館に関する部分は東

チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に  
関する部分は政令で定める日から施行する。